

令和2年

第2回定例会議案

北海道恵庭市

報告第1号

令和元年度恵庭市一般会計予算の繰越明許費について

令和元年度恵庭市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和2年6月8日提出

恵庭市長 原 田 裕

令和元年度恵庭市一般会計繰越明許費繰越計算書

(円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度 繰越額 | の財源内訳 | | | | | | |
|--------|---------|--|-------------|-------------|-------|-----|------|--------------------------|------------|-------------|---|
| | | | | | 既定財源 | 入込額 | 未収入額 | 特定期間支出处 | 財源 | 内訳 | |
| | | | | | 国・道 | 支 | 出 | 金 | その他の | 市 | 債 |
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | 恵庭かわまちづくり事業費 (緑地整備にかかる盛土工事) | 25,094,000 | 25,094,000 | | | | 25,094,000 | | | |
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | 過年度過誤納還付金(障がい福祉課) (障がい者地域共同作業所の財産処分に伴う国庫返還) | 4,600,000 | 4,600,000 | | | | 4,600,000 | | | |
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | 過年度過誤納還付金(子育て支援課) (すずらん保育園の財産処分に伴う国庫返還) | 23,000,000 | 23,000,000 | | | | 23,000,000 | | | |
| 7 商工費 | 1 商工費 | えにわ湖周辺レクリ施設管理費 (用地取得に係る経費) | 481,000 | 481,000 | | | | | | | 481,000 |
| 8 土木費 | 4 都市計画費 | 島松駅周辺再整備事業費 (恵庭市鉄道駅バリアフリー化設備等整備事業費補助金) | 13,000,000 | 13,000,000 | | | | | 9,700,000 | 3,300,000 | |
| 10 教育費 | 2 小学校費 | 恵庭小学校長寿命化改良事業費 (学校施設環境改善交付金事業) | 260,315,000 | 260,315,000 | | | (国) | 72,594,000 | | 176,400,000 | 11,321,000 |
| | 3 中学校費 | 恵み野中学校校舎・講堂石綿対策事業費 (学校施設環境改善交付金事業) | 39,584,000 | 39,584,000 | | | (国) | 13,597,000 | | 24,600,000 | 1,387,000 |
| 合計 | | | 366,074,000 | 366,074,000 | | | (国) | 86,191,000 86,191,000 | 52,694,000 | 210,700,000 | 16,489,000 (繰越金) 12,556,000 (財政調整基金繕入金) 3,933,000 |

報告第2号

令和元年度恵庭市土地区画整理事業特別会計予算の繰越明許費について

令和元年度恵庭市土地区画整理事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和2年6月8日提出

恵庭市長 原 田 裕

令和元年度恵庭市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(円)

| 款 | 項 | 事 業 名 | 金 額 | 翌 年 度 繰 越 額 | 左 の 財 源 内 訳 | | | | | | |
|-------------|---------|--|------------|----------------------------|----------------------------|-------------|------------------|----------------------------|-------------|------------|-----------------------------------|
| | | | | | 既 收 入 | 未 收 入 | 特 定 財 源 | 國 ・ 道 支 出 金 | そ の 他 | 市 債 | 一 般 財 源 |
| 1 土地区画整理事業費 | 1 事 業 費 | 恵 庭 駅 西 口 土 地 区 画 整 理 事 業 費 (社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 事 業) | 94,037,000 | 94,036,627 | | | (国) | 35,361,377 | | 47,500,000 | 11,175,250 |
| 合 計 | | | 94,037,000 | 94,036,627 | | | (国) | 35,361,377 | | 47,500,000 | 11,175,250 (繰越金) 11,175,250 |

報告第3号

令和元年度恵庭市水道事業会計予算の繰越について

令和元年度恵庭市水道事業会計予算の繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和2年6月8日提出

恵庭市長 原 田 裕

令和元年度恵庭市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款 | 項 | 事業名 | 予算計上額 | 支払義務 発生額 | 翌年度 繰越額 | 左の財源内訳 | | 不 用 額 | 翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額 | 説 明 |
|--------|--------|-------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|------|-------|---|-----|
| | | | | | | 損益勘定 | 留保資金 | | | |
| 1資本的支出 | 1建設改良費 | 水道管路更新 (耐震化)事業 | 円 67,400,000 | 円 0 | 円 67,400,000 | 円 67,400,000 | 円 0 | 円 0 | 「恵庭市水道事業 ビジョン・経営戦 略」に基づき耐震 性の低い塩化ビニ ル管(TS管)の更 新工事を発注し耐 震化事業を促進 するため。 | |

報告第4号

令和元年度恵庭市下水道事業会計継続費繰越について

令和元年度恵庭市下水道事業会計継続費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により報告する。

令和2年6月8日提出

恵庭市長 原 田 裕

令和元年度恵庭市下水道事業会計継続費繰越計算書

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による建設改良費の継続費繰越額

| 款 | 項 | 事業名 | 継続費の総額 | 令和元年度継続費予算現額 | | | 支払義務 発生額 | 翌年度 通次 繰越額 | 翌年度通次繰越額に係る財源内訳 | | | 翌年度通次繰 越額に係る繰 越を要するた な卸資産の購 入限度額 |
|--------|--------|------------|-----------------|---------------|--------------|---------------|---------------|------------------|-----------------|--------------|---------------------|--|
| | | | | 予算計上額 | 前年度通次 繰越額 | 計 | | | 国庫補助金 | 企業債 | 当年度損益 勘定留保資 金 | |
| 1資本的支出 | 1建設改良費 | 汚泥乾燥施設建設工事 | 円 2,085,000,000 | 円 729,000,000 | 円 49,100,000 | 円 778,100,000 | 円 698,100,000 | 円 80,000,000 | 円 43,500,000 | 円 32,492,000 | 円 4,008,000 | 円 0 |

報告第5号

令和元年度恵庭市下水道事業会計予算の繰越について

令和元年度恵庭市下水道事業会計予算の繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和2年6月8日提出

恵庭市長 原 田 裕

令和元年度恵庭市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款 | 項 | 事業名 | 予算計上額 | 支払義務 発生額 | 翌年度 繰越額 | 左の財源内訳 | | | 不 用 額 | 翌年度繰越額に 係る繰越を要 するたな御資産 の購入限度額 | 説 明 |
|--------|--------|--------------------------|---------------|-------------|---------------|--------------|---------------|--------------|-------|--|--|
| | | | | | | 国庫補助金 | 企業債 | 損益勘定 留保資金 | | | |
| 1資本的支出 | 1建設改良費 | 処理場整備事業 (耐震化) | 円 78,000,000 | 円 0 | 円 78,000,000 | 円 38,500,000 | 円 35,592,000 | 円 3,908,000 | 円 0 | 円 0 | 国庫補助の追加採 択を踏まえ、事業促 進を図るため、当初 計画を前倒しの上、 予算を繰り越したもの。 |
| | | 管渠整備事業 (分流化・長寿命 化) | 円 204,286,000 | 円 0 | 円 204,286,000 | 円 11,893,000 | 円 175,016,000 | 円 17,377,000 | 円 0 | 円 0 | 国庫補助の追加採 択を踏まえ、単独事 業とともに事業促進 を図るため、当初計 画を前倒しの上、予 算を繰り越したもの。 (分流化) 事前把握が困難な 事象により工期が変 更となり令和元年度 中に完了が見込め れず予算を繰り越し たもの。(長寿命化) |
| 計 | | | 円 282,286,000 | 円 0 | 円 282,286,000 | 円 50,393,000 | 円 210,608,000 | 円 21,285,000 | 円 0 | 円 0 | |

議案第 1 号

恵庭市監査委員の選任の同意について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、恵庭市監査委員を次のとおり選任したいので同意を求める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

〔氏名〕 北林剛

〔住所〕 [REDACTED]

〔生年月日〕 [REDACTED]

参考資料

監査委員の選任

退任となる委員

| | | | |
|------|----------------------------|------|------------|
| 氏名 | 北林 剛 | 生年月日 | [REDACTED] |
| 住所 | [REDACTED] | | |
| 任期 | 自 平成28年6月27日 ~ 至 令和2年6月26日 | | |
| 退任事由 | 任期満了 | | |

選任する委員（再任）

| | | | |
|------|---------------------------|------|------------|
| 氏名 | 北林 剛 | 生年月日 | [REDACTED] |
| 住所 | [REDACTED] | | |
| 任期 | 自 令和2年6月27日 ~ 至 令和6年6月26日 | | |
| 最終学歴 | [REDACTED] | | |

<公職歴>

平成28年 6月 ~ 現在 監査委員

<職歴>

昭和54年 4月 1日 恵庭市奉職
平成21年 4月 1日 生涯学習部長
平成22年 4月 1日 教育部長
平成23年 4月 1日 保健福祉部長
平成25年 4月 1日 企画振興部長
平成26年 4月 1日 総務部長
平成28年 3月31日 恵庭市定年退職

| | |
|-------|---|
| 根拠法令 | 地方自治法196条 |
| 委員数 | 2名（識見を有する者：1名、議会からの選任者：1名） |
| 任期 | 4年（識見を有する者） |
| 資格要件 | 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。 |
| 禁止事項等 | 1 地方公共団体の常勤職員等との兼職禁止 (地方自治法第196条第3項) 2 親族の就職禁止 (地方自治法第198条の2第1項) |

議案第2号

恵庭市農業委員会委員の任命の同意について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、恵庭市農業委員会委員を次のとおり任命したいので同意を求める。

令和2年6月8日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

[氏名] 田中 浩巳

[住所]

[REDACTED]

[生年月日]

[REDACTED]

[氏名] 沖 英 広

[住所]

[REDACTED]

[生年月日]

[REDACTED]

[氏名] 橋本 佳文

[住所]

[REDACTED]

[生年月日]

[REDACTED]

[氏名] 松谷一由

[住所]

[生年月日]

[氏名] 中岡隆之

[住所]

[生年月日]

[氏名] 小寺和雄

[住所]

[生年月日]

[氏名] 西野和文

[住所]

[生年月日]

[氏名] 龍田敏雄

[住所]

[生年月日]

[氏名] 三上一

[住所]

[生年月日]

[氏名] 西口雅樹

[住所]

[生年月日]

[氏 名] 姉 崎 敏 一

[住 所]

[REDACTED]

[生年月日]

[REDACTED]

[氏 名] 大 岩 則 子

[住 所]

[REDACTED]

[生年月日]

[REDACTED]

[氏 名] 小山内 洋 美

[住 所]

[REDACTED]

[生年月日]

[REDACTED]

[氏 名] 坂 本 孝 之

[住 所]

[REDACTED]

[生年月日]

[REDACTED]

[氏 名] 中 島 和 彦

[住 所]

[REDACTED]

[生年月日]

[REDACTED]

参考資料

農業委員会委員の任命

退任となる委員

| | | | |
|------|----------------------------|------|------------|
| 氏名 | 田中浩巳 | 生年月日 | [REDACTED] |
| 住所 | [REDACTED] | | |
| 任期 | 自 平成29年7月20日 ~ 至 令和2年7月19日 | | |
| 退任理由 | 任期満了 | | |

任命する委員（再任）

| | | | |
|--------|---------------------------|------|------------|
| 氏名 | 田中浩巳 | 生年月日 | [REDACTED] |
| 住所 | [REDACTED] | | |
| 任期 | 自 令和2年7月20日 ~ 至 令和5年7月19日 | | |
| 農業経営状況 | 乳牛45頭 耕作面積22ha | | |
| 推薦等 | 西島松地区の農業者3名からの推薦 | | |

<公職歴>

平成26年 7月 ~ 現在

農業委員会委員

退任となる委員

| | | | |
|------|----------------------------|------|------------|
| 氏名 | 沖英広 | 生年月日 | [REDACTED] |
| 住所 | [REDACTED] | | |
| 任期 | 自 平成29年7月20日 ~ 至 令和2年7月19日 | | |
| 退任理由 | 任期満了 | | |

任命する委員（再任）

| | | | |
|--------|---------------------------|------|------------|
| 氏名 | 沖英広 | 生年月日 | [REDACTED] |
| 住所 | [REDACTED] | | |
| 任期 | 自 令和2年7月20日 ~ 至 令和5年7月19日 | | |
| 農業経営状況 | 水稻・野菜 耕作面積5ha | | |
| 推薦等 | 上山口地区の農業者2名からの推薦 | | |

<公職歴>

平成29年 7月 ~ 現在

農業委員会委員

退任となる委員

| | | | |
|------|----------------------------|------|------------|
| 氏名 | 橋本佳文 | 生年月日 | [REDACTED] |
| 住所 | [REDACTED] | | |
| 任期 | 自 平成29年7月20日 ~ 至 令和2年7月19日 | | |
| 退任理由 | 任期満了 | | |

任命する委員（再任）

| | | | |
|--------|---------------------------|------|------------|
| 氏名 | 橋本佳文 | 生年月日 | [REDACTED] |
| 住所 | [REDACTED] | | |
| 任期 | 自 令和2年7月20日 ~ 至 令和5年7月19日 | | |
| 農業経営状況 | 乳牛12頭 耕作面積3ha | | |
| 推薦等 | 牧場・柏木地区の農業者3名からの推薦 | | |

<公職歴>

平成26年 7月 ~ 現在

農業委員会委員

退任となる委員

| | | | |
|------|----------------------------|------|------------|
| 氏名 | 松谷一由 | 生年月日 | [REDACTED] |
| 住所 | [REDACTED] | | |
| 任期 | 自 平成29年7月20日 ~ 至 令和2年7月19日 | | |
| 退任理由 | 任期満了 | | |

任命する委員（再任）

| | | | |
|--------|---------------------------|------|------------|
| 氏名 | 松谷一由 | 生年月日 | [REDACTED] |
| 住所 | [REDACTED] | | |
| 任期 | 自 令和2年7月20日 ~ 至 令和5年7月19日 | | |
| 農業経営状況 | 養豚4, 200頭 | | |
| 推薦等 | 黄金南・恵南地区の農業者2名からの推薦 | | |

<公職歴>

平成23年 7月 ~ 現在

農業委員会委員

退任となる委員

| | | | |
|------|--------------|---------------|--|
| 氏名 | 中岡 隆之 | 生年月日 | |
| 住所 | | | |
| 任期 | 自 平成29年7月20日 | ～ 至 令和2年7月19日 | |
| 退任理由 | 任期満了 | | |

任命する委員（再任）

| | | | |
|--------|-----------------|---------------|--|
| 氏名 | 中岡 隆之 | 生年月日 | |
| 住所 | | | |
| 任期 | 自 令和2年7月20日 | ～ 至 令和5年7月19日 | |
| 農業経営状況 | 畑作・野菜 耕作面積35ha | | |
| 推薦等 | 中央地区の農業者3名からの推薦 | | |

<公職歴>

| | |
|-------------------|---------|
| 昭和57年 4月～平成12年 3月 | 統計調査員 |
| 平成16年 4月～平成18年 3月 | 統計調査員 |
| 昭和60年 4月～現在 | 消防団員 |
| 平成23年 7月～現在 | 農業委員会委員 |

退任となる委員

| | | | |
|------|--------------|---------------|--|
| 氏名 | 小寺 和雄 | 生年月日 | |
| 住所 | | | |
| 任期 | 自 平成29年7月20日 | ～ 至 令和2年7月19日 | |
| 退任理由 | 任期満了 | | |

任命する委員（再任）

| | | | |
|--------|----------------------|---------------|--|
| 氏名 | 小寺 和雄 | 生年月日 | |
| 住所 | | | |
| 任期 | 自 令和2年7月20日 | ～ 至 令和5年7月19日 | |
| 農業経営状況 | 水稻・畑作 耕作面積16ha | | |
| 推薦等 | 島松本町・北島地区の農業者3名からの推薦 | | |

<公職歴>

| | |
|-------------|---------|
| 平成2年 4月～現在 | 消防団員 |
| 平成23年 7月～現在 | 農業委員会委員 |

退任となる委員

| | | | |
|------|----------------------------|------|------------|
| 氏名 | 西野和文 | 生年月日 | [REDACTED] |
| 住所 | [REDACTED] | | |
| 任期 | 自 平成29年7月20日 ~ 至 令和2年7月19日 | | |
| 退任理由 | 任期満了 | | |

任命する委員（再任）

| | | | |
|--------|---------------------------|------|------------|
| 氏名 | 西野和文 | 生年月日 | [REDACTED] |
| 住所 | [REDACTED] | | |
| 任期 | 自 令和2年7月20日 ~ 至 令和5年7月19日 | | |
| 農業経営状況 | 畑作・施設野菜 耕作面積16ha | | |
| 推薦等 | 中島松・南島松地区の農業者3名からの推薦 | | |

<公職歴>

平成29年 7月 ~ 現在

農業委員会委員

退任となる委員

| | | | |
|------|----------------------------|------|------------|
| 氏名 | 龍田敏雄 | 生年月日 | [REDACTED] |
| 住所 | [REDACTED] | | |
| 任期 | 自 平成29年7月20日 ~ 至 令和2年7月19日 | | |
| 退任理由 | 任期満了 | | |

任命する委員（再任）

| | | | |
|--------|---------------------------|------|------------|
| 氏名 | 龍田敏雄 | 生年月日 | [REDACTED] |
| 住所 | [REDACTED] | | |
| 任期 | 自 令和2年7月20日 ~ 至 令和5年7月19日 | | |
| 農業経営状況 | 畑作・野菜 耕作面積3ha | | |
| 推薦等 | 漁太地区の農業者2名からの推薦 | | |

<公職歴>

平成 8年 7月 ~ 現在

農業委員会委員

退任となる委員

| | | | |
|------|----------------------------|------|--|
| 氏名 | 三上一 | 生年月日 | |
| 住所 | | | |
| 任期 | 自 平成29年7月20日 ~ 至 令和2年7月19日 | | |
| 退任理由 | 任期満了 | | |

任命する委員（再任）

| | | | |
|--------|---------------------------|------|--|
| 氏名 | 三上一 | 生年月日 | |
| 住所 | | | |
| 任期 | 自 令和2年7月20日 ~ 至 令和5年7月19日 | | |
| 農業経営状況 | 畑作・野菜 耕作面積20ha | | |
| 推薦等 | 下島松地区の農業者3名からの推薦 | | |

<公職歴>

平成23年 7月 ~ 現在

農業委員会委員

退任となる委員

| | | | |
|------|----------------------------|------|--|
| 氏名 | 西口雅樹 | 生年月日 | |
| 住所 | | | |
| 任期 | 自 平成29年7月20日 ~ 至 令和2年7月19日 | | |
| 退任理由 | 任期満了 | | |

任命する委員（再任）

| | | | |
|--------|---------------------------|------|--|
| 氏名 | 西口雅樹 | 生年月日 | |
| 住所 | | | |
| 任期 | 自 令和2年7月20日 ~ 至 令和5年7月19日 | | |
| 農業経営状況 | 畑作・野菜 耕作面積16.3ha | | |
| 推薦等 | みなみ北海道農業共済組合からの推薦 | | |

<公職歴>

平成2年 4月 ~ 平成8年 3月 スポーツ推進委員

平成21年 6月 ~ 現在 農業委員会委員

平成22年 8月 ~ 平成26年 7月 スポーツ功労者表彰審査委員会委員

<その他の経歴>

平成18年 6月 ~ 現在

みなみ北海道農業共済組合役員

退任となる委員

| | | | |
|------|----------------------------|------|------------|
| 氏名 | 姉崎敏一 | 生年月日 | [REDACTED] |
| 住所 | [REDACTED] | | |
| 任期 | 自 平成29年7月20日 ~ 至 令和2年7月19日 | | |
| 退任理由 | 任期満了 | | |

任命する委員（再任）

| | | | |
|--------|---------------------------|------|------------|
| 氏名 | 姉崎敏一 | 生年月日 | [REDACTED] |
| 住所 | [REDACTED] | | |
| 任期 | 自 令和2年7月20日 ~ 至 令和5年7月19日 | | |
| 農業経営状況 | 畑作 耕作面積42.1ha | | |
| 推薦等 | 道央農業協同組合からの推薦 | | |

<公職歴>

平成26年 7月 ~ 現在 都市計画審議会委員
平成29年 7月 ~ 現在 農業委員会委員
平成29年10月 ~ 現在 特別職報酬等審議会委員

<その他経歴>

平成23年 4月 ~ 現在 道央農業協同組合役員

退任となる委員

| | | | |
|------|----------------------------|------|------------|
| 氏名 | 大岩則子 | 生年月日 | [REDACTED] |
| 住所 | [REDACTED] | | |
| 任期 | 自 平成29年7月20日 ~ 至 令和2年7月19日 | | |
| 退任理由 | 任期満了 | | |

任命する委員（再任）

| | | | |
|--------|---------------------------|------|------------|
| 氏名 | 大岩則子 | 生年月日 | [REDACTED] |
| 住所 | [REDACTED] | | |
| 任期 | 自 令和2年7月20日 ~ 至 令和5年7月19日 | | |
| 農業経営状況 | なし | | |
| 推薦等 | 応募 | | |

<公職歴>

平成27年 7月～現在 情報公開・個人情報保護審査会委員
平成29年 7月～現在 農業委員会委員

<職歴>

平成18年 6月～平成27年 7月 株式会社メディアコム「ちゃんと」編集部
平成28年 6月～現在 NPO法人まちづくりスポット恵み野

退任となる委員

| | | | |
|------|----------------------------|------|------------|
| 氏名 | 小山内 洋 美 | 生年月日 | [REDACTED] |
| 住所 | [REDACTED] | | |
| 任期 | 自 平成29年7月20日 ~ 至 令和2年7月19日 | | |
| 退任理由 | 任期満了 | | |

任命する委員（再任）

| | | | |
|--------|---------------------------|------|------------|
| 氏名 | 小山内 洋 美 | 生年月日 | [REDACTED] |
| 住所 | [REDACTED] | | |
| 任期 | 自 令和2年7月20日 ~ 至 令和5年7月19日 | | |
| 農業経営状況 | なし | | |
| 推薦等 | 応募 | | |

<公職歴>

平成29年 7月 ~ 現在

農業委員会委員

<職歴>

平成28年10月 ~ 平成30年 3月 株式会社マックスコム

平成30年 4月 ~ 現在 道下司法書士合同事務所

任命する委員（新任）

| | | | |
|--------|---------------------------|------|------------|
| 氏名 | 坂本 孝之 | 生年月日 | [REDACTED] |
| 住所 | [REDACTED] | | |
| 任期 | 自 令和2年7月20日 ~ 至 令和5年7月19日 | | |
| 農業経営状況 | 水稻・畑作 耕作面積6.7ha | | |
| 推薦等 | 春日・漁太・恵み野南地区の農業者3名からの推薦 | | |

<公職歴>

なし

任命する委員（新任）

| | | | |
|--------|-------------------------|------|--|
| 氏名 | 中島和彦 | 生年月日 | |
| 住所 | | | |
| 任期 | 自 令和2年7月20日～至 令和5年7月19日 | | |
| 農業経営状況 | 水稻・畑作 耕作面積35ha | | |
| 推薦等 | 恵庭土地改良区からの推薦 | | |

<公職歴>

なし

<その他経歴>

平成30年 2月～現在

恵庭土地改良区役員

| | |
|-------|---|
| 根拠法令 | 農業委員会等に関する法律第8条第1項 |
| 委員数 | 15人 |
| 任期 | 3年（ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。） |
| 資格要件 | 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。 |
| 禁止事項等 | (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 |
| 備考 | 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）において、農業委員会等に関する法律が改正されたことにより、農業委員会委員の選出方法が、選挙制と選任制の併用から、議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更となった。 また、委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれること、及び委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮することが義務付けられた。 |

議案第3号

惠庭市税条例の一部改正について

惠庭市税条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和2年6月8日提出

惠庭市長 原 田 裕

記

惠庭市税条例の一部を改正する条例

第1条 惠庭市税条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に、「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第20条中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改め、「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加え、「第7項」を「第6項」に改める。

第24条中「所得割の納稅義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納稅義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第28条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第101条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第101条第3項中「0. 6」を「0. 4」に、「0. 4を」を「0. 6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第101条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第102条中「5, 692円」を「6, 122円」に改める。

附則第2条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0. 5パーセントの割合を加算した割合が年7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第3条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第3条の3第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第8条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第20条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第20条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の3条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第26条 第5条の3第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第5条の3第8項の規定は法附則第5

9条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

2 第5条の4第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第5条の4第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第27条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の2の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第28条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 恵庭市税条例の一部を次のように改正する。

附則第8条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第18項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の恵庭市税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月30日から適用する。ただし、次の各号に掲げる

規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中新条例第101条及び102条の改正規定並びに附則第4条の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中新条例第14条、第20条、第24条、第28条、附則第2条の2、第3条、第3条の3、第20条、第20条の2、第27条及び第28条の改正規定、第2条の規定並びに次条並びに附則第3条の規定 令和3年1月1日
(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による新条例附則第2条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第14条第1項（第2号に係る部分に限る。）、同条第2項、第20条、第24条及び第28条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第28条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第13条第1項第1号に掲げる者に係るもの）を除く。」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第5条 令和2年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれら

の者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するものほか、第3条の規定による新条例第10条、第105条第4項及び第5項、第107条の2並びに第108条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|---------|--------------------------|--|
| 第10条 | 第105条第1項若しくは第2項、 | 恵庭市税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第号。以下この条及び第2章第4節において「令和2年改正条例」という。）附則第5条第3項、 |
| 第10条第2号 | 第105条第1項若しくは第2項 | 令和2年改正条例附則第5条第2項 |
| 第10条第3号 | 第88条の6第1項の申告書、第105条第1項若し | 令和2年改正条例附則第5条第3項の納期限 |

| | | |
|------------|--------------------------------|--|
| | くは第2項の申告書又は第138条第1項の申告書でその提出期限 | |
| 第105条第4項 | 施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式 | 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式 |
| 第105条第5項 | 第1項又は第2項 | 令和2年改正条例附則第5条第3項 |
| 第107条の2第1項 | 第105条第1項又は第2項 | 令和2年改正条例附則第5条第2項 |
| | 当該各項 | 同項 |
| 第108条第2項 | 第105条第1項又は第2項 | 令和2年改正条例附則第5条第3項 |

5 新条例第106条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

恵庭市税条例新旧対照表（抄）<第1条関係>

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| 第1条～第13条（略） (個人の市民税の非課税の範囲) 第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては市民税(第2号に該当する者にあっては、第49条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1)（略） (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫_____（これらの者の前年の合計所得金額が <u>125万円</u> を超える場合を除く。） 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額_____（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 | 第1条～第13条（略） (個人の市民税の非課税の範囲) 第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては市民税(第2号に該当する者にあっては、第49条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1)（略） (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が <u>135万円</u> を超える場合を除く。） 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が32万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に <u>10万円</u> を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 |
| 第15条～第19条（略） (所得控除) 第20条 所得割の納稅義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項まで | 第15条～第19条（略） (所得控除) 第20条 所得割の納稅義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項まで |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>の規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、_____所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第21条～第23条（略）</p> <p>（調整控除）</p> <p>第24条 所得割の納税義務者</p> <p>_____については、その者の第21条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額 ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> | <p>の規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第21条～第23条（略）</p> <p>（調整控除）</p> <p>第24条 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第21条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。</p> <p>(1) 当該納税義務者の第21条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額 ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には_____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>イ (略)</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が 200 万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が 5 万円を下回る場合には、5 万円とする。)の 100 分の 3 に相当する金額 ア 5 万円に、当該納税義務者が法第 314 条の 6 第 1 号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ (略)</p> <p>第 24 条の 2～第 27 条 (略)</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第 28 条 第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労</p> | <p>イ (略)</p> <p>(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が 200 万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額(当該金額が 5 万円を下回る場合には、5 万円とする。)の 100 分の 3 に相当する金額 ア 5 万円に、当該納税義務者が法第 314 条の 6 第 1 号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には _____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額</p> <p>イ (略)</p> <p>第 24 条の 2～第 27 条 (略)</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第 28 条 第 13 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法<u>第314条の2第5項</u>に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するもの)を除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第14条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2~10 (略)</p> | <p>学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法<u>第314条の2第4項</u>に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するもの)を除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第14条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2~10 (略)</p> |
| <p>第29条～第100条 (略)</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> | <p>第29条～第100条 (略)</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> |
| <p>第101条 たばこ税の課税標準は、第99条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第105条において「売</p> | <p>第101条 たばこ税の課税標準は、第99条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第105条において「売</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p> <hr/> <hr/> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">(略)</div> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)<u>附則第48条第1項第1号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ</p> | <p>渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。<u>ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">(略)</div> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)<u>附則第48条第1項第2号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| 税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア・イ (略) | 税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア・イ (略) |
| 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ_____の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第99条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 | 4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(<u>同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。</u>)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第99条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 |
| 5~10 (略) (たばこ税の税率) 第102条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5,692円</u> とする。 | 5~10 (略) (たばこ税の税率) 第102条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>6,122円</u> とする。 |
| 第103条~第149条 (略) | 第103条~第149条 (略) |
| 附 則 | 附 則 |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第1条・第2条（略）</p> <p>（延滞金の割合等の特例）</p> <p>第2条の2 当分の間、第10条、第36条第2項、第45条第5項、第46条第2項、第60条第2項、第80条第2項、第105条第5項、第108条第2項、第138条第2項及び第139条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に_____租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中において、年14.6パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に_____年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></u></p> <p>2 当分の間、第48条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>特例基準割合適用年中_____においては、当該特例基準割合適用年における</u></p> | <p>第1条・第2条（略）</p> <p>（延滞金の割合等の特例）</p> <p>第2条の2 当分の間、第10条、第36条第2項、第45条第5項、第46条第2項、第60条第2項、第80条第2項、第105条第5項、第108条第2項、第138条第2項及び第139条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあっては<u>その年_____における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></u></p> <p>2 当分の間、第48条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、<u>各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年_____における</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p><u>特例基準割合と</u>する。</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第3条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第48条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する<u>特例基準割合</u>とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第48条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第48条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準</p> | <p><u>当該加算した割合とする。</u></p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p> <p>第3条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第48条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する<u>加算した割合</u>とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第48条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第48条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準</p> |

| | 現行 | 改正案 |
|--|--|---|
| | <p>日における当該商業手形の基準割引率のうち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合を超える場合には、年 12.775 パーセントの割合)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 3 条の 2 (略)</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第 3 条の 3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 18 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額_____ _____(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額)以下である者に対しては、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第 4 条～第 7 条の 2 (略)</p> | <p>日における当該商業手形の基準割引率のうち年 5.5 パーセントの割合を超える部分の割合を年 0.25 パーセントの割合で除して得た数を年 0.73 パーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年 12.775 パーセントの割合を超える場合には、年 12.775 パーセントの割合)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 3 条の 2 (略)</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第 3 条の 3 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 18 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額)以下である者に対しては、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第 4 条～第 7 条の 2 (略)</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| (読替規定) 第8条 法附則第15条から第15条の3の2まで_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで_____」とする。 | (読替規定) 第8条 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条又は第62条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条若しくは第62条</u> 」とする。 |
| 第8条の2～第10条 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 2～17 (略) | 第8条の2～第10条 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 2～17 (略) 18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。 |
| 第10条の3～第15条 (略) (軽自動車税の環境性能割の非課税) 第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下こ | 第10条の3～第15条 (略) (軽自動車税の環境性能割の非課税) 第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下こ |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>の条において同じ。)に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から<u>令和 2 年 9 月 30</u> 日までの間(附則第 15 条の 8 第 3 項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第 87 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>第 15 条の 3～第 19 条 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 20 条 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第 18 条及び第 21 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項<u>又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第 3 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 20 条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> | <p>の条において同じ。)に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から<u>令和 3 年 3 月 31</u> 日までの間(附則第 15 条の 8 第 3 項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第 87 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>第 15 条の 3～第 19 条 (略)</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第 20 条 当分の間、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第 18 条及び第 21 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、<u>第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第 3 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 20 条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p>2・3 (略)</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 20 条の 2 昭和 63 年度から令和 5 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基団となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から<u>第 35 条の 2</u>まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5、第 37 条、第 37 条の 4 から第 37 条の 6 まで、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、</p> | <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第 20 条の 2 昭和 63 年度から令和 5 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基団となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から<u>第 35 条の 3</u>まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5、第 37 条、第 37 条の 4 から第 37 条の 6 まで、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第 20 条の 3～第 25 条（略）</p> | <p>第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第 20 条の 3～第 25 条（略）</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</u></p> <p><u>第 26 条 第 5 条の 3 第 7 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について、第 5 条の 3 第 8 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 9 項第 4 号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。</u></p> <p><u>2 第 5 条の 4 第 1 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する条例で定める債権について、第 5 条の 4 第 2 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 3 第 1 項第 7 号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</u></p> <p><u>第 27 条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和 2 年法律第 25 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|---|
| | <p><u>5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の2の規定を適用する。</u></p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第28条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> |

恵庭市税条例新旧対照表（抄）<第2条関係>

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| 第1条～第149条（略） 附 則 第1条～第7条の2（略） (読替規定) 第8条 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条又は第62条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条若しくは第62条</u> 」とする。 | 第1条～第149条（略） 附 則 第1条～第7条の2（略） (読替規定) 第8条 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第63条又は第64条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第68条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第63条若しくは第64条</u> 」とする。 |
| 第8条の2～第10条（略） (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 2～17（略） 18 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。 | 第8条の2～第10条（略） (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 2～17（略） 18 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。 |
| 第10条の3～第28条（略） | 第10条の3～第28条（略） |

議案第4号

恵庭市都市計画税条例の一部改正について

恵庭市都市計画税条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和2年6月8日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 恵庭市都市計画税条例（昭和51年条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 恵庭市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第14項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の恵庭市都市計画税条例の規定は、令和2年4月30日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

恵庭市都市計画税条例新旧対照表（抄）<第1条関係>

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第1条～第6条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～13（略）</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項又は<u>第15条の3</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで_____」とする。</p> <p>15（略）</p> | <p>第1条～第6条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～13（略）</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、<u>第15条の3</u> 又は<u>第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで<u>若しくは第61条</u>」とする。</p> <p>15（略）</p> |

恵庭市都市計画税条例新旧対照表（抄）<第2条関係>

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>第1条～第6条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～13（略）</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は<u>第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは<u>第61条</u>」とする。</p> <p>15（略）</p> | <p>第1条～第6条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～13（略）</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は<u>第63条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは<u>第63条</u>」とする。</p> <p>15（略）</p> |

議案第 5 号

恵庭市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部改正について

恵庭市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（平成 3 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-------------------------|---|-------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 戸磯地区 整備計画 区域 | レクリエー ション・レジ ヤー地区 | 次の各号に掲 げる建築物 1 住宅 2 共同住宅 3 学校 4 老人ホー ム、保育所、 福祉ホームそ の他これらに | 10 分 の 4 | | | | | | | | |
|--------------------|-------------------------|---|-------------|--|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | |
|--|--|---|--|--|--|--|--|
| | | 類するもの (事業所の従業員のための保育所を除く。) 5 病院又は診療所 6 倉庫業を営む倉庫 7 自動車教習所 8 工場(建築基準法別表第2(ぬ)項に掲げるもの) | | | | | |
|--|--|---|--|--|--|--|--|

」を

| | | | | | | | | |
|--------------------|-----------------|--|-----------|--|--|--|--|--|
| 戸磯地区 整備計画 区域 | レクリエーション・レジャー地区 | 次の各号に掲げる建築物 1 住宅 2 共同住宅 3 学校 4 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの | 10分 の4 | | | | | |
|--------------------|-----------------|--|-----------|--|--|--|--|--|

| | | | | | | | |
|--------|--|-----------|--|--|--|--|--|
| | (事業所の従業員のための保育所を除く。) 5 病院又は診療所 6 倉庫業を當む倉庫 7 自動車教習所 8 工場（建築基準法別表第2（ぬ）項に掲げるもの） | | | | | | |
| 工業業務地区 | 次の各号に掲げる建築物 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 学校 4 老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設そ | 10分 の4 | | | | | |

の他これらに
類するもの

5 病院又は診
療所

6 自動車教習
所

7 ホテル又は
旅館

8 キャバレ
ー、料理店そ
の他これらに
類するもの

9 図書館、博
物館その他こ
れらに類する
もの

10 ボーリン
グ場、スケー
ト場、水泳場
その他これら
に類する建築
基準法施行令
(昭和 25 年
政令第 338
号) 第 130
条の 6 の 2 で

定める運動施
設

1 1 カラオケ
ボックスその他これに類するもの

1 2 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

1 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

1 4 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類する建築基準法施行令第13

| | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|
| | 0 条の 7 の 3 で定めるもの | | | | | | |
| | 1 5 店舗、飲 食店その他こ れらに類する もの（建築基 準法別表第 2 (は) 項第 5 号を除く。） | | | | | | |
| | 1 6 畜舎 | | | | | | |

」に

改め、同表和光地区整備計画区域の部集合住宅地区の項中「(昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。)」を削る。

附 則

この条例は、戸磯地区の地区計画の変更に係る千歳恵庭圏都市計画の変更に関する都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 1 項（同法第 21 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）の規定による告示の日から施行する。

| 現行 | | | | | | | | | | 改正案 | | | | | | | | | | | |
|---|---------------------|---------------------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------------------|-------------|--------------------------|---------------|---|---|---------------------------------|---------------------------------------|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第1条～第15条（略） | | | | | | | | | | 第1条～第15条（略） | | | | | | | | | | | |
| 別表第1(第2条関係)（略） | | | | | | | | | | 別表第1(第2条関係)（略） | | | | | | | | | | | |
| 別表第2(第3条～第9条関係) | | | | | | | | | | 別表第2(第3条～第9条関係) | | | | | | | | | | | |
| 地区 整備 計画 区域 の名 称 | 計画 地区 の名 称 | ア | イ | ウ | エ | オ | 才 | カ | キ | ク | 地区 整備 計画 区域 の名 称 | 計画 地区 の名 称 | ア | イ | ウ | エ | オ | 才 | カ | キ | ク |
| | | 建築してはならない建築物 | 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 | 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 | 建築物の外壁等の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離の最低限度 | 建築物の高さの最高限度 | 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度 | 建築物の建築面積の最低限度 | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | (略) | | | | | | | | | | | |
| 戸磯レクリエーションセンターに掲げる建物 | 整備シヨン・レジヤー | 次の各号 | 10分の4 | | | | | | | 戸磯レクリエーションセンターに掲げる建物 | 整備シヨン・レジヤー | 次の各号 | 10分の4 | | | | | | | | |
| | | 1 住宅 | | | | | | | | | | 1 住宅 | | | | | | | | | |
| 地区 | | 2 共同住宅 | | | | | | | | 地区 | | 2 共同住宅 | | | | | | | | | |
| | | 3 学校 | | | | | | | | | | 3 学校 | | | | | | | | | |
| 4 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するものを（事業所の従業員のための保 | | ム、保育所、福祉ホームその他これらに類するものを（事業所の従業員のための保 | | | | | | | | 4 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するものを（事業所の従業員のための保 | | ム、保育所、福祉ホームその他これらに類するものを（事業所の従業員のための保 | | | | | | | | | |

| 現行 | | 改正案 | |
|---|--|---|--|
| <p>育所を除く。)</p> <p>5 病院又は診療所</p> <p>6 倉庫業を営む倉庫</p> <p>7 自動車教習所</p> <p>8 工場(建築基準法別表第2(ぬ)項に掲げるものの)</p> | | <p>育所を除く。)</p> <p>5 病院又は診療所</p> <p>6 倉庫業を営む倉庫</p> <p>7 自動車教習所</p> <p>8 工場(建築基準法別表第2(ぬ)項に掲げるものの)</p> | <p>10分の4</p> <p>工 業 業 務 地 区 次の各号に掲げる建物</p> <p>1 住宅</p> <p>2 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>3 学校</p> <p>4 老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>5 病院又は診療所</p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|---|
| | <p>6 <u>自動車教習所</u></p> <p>7 <u>ホテル又は旅館</u></p> <p>8 <u>キャバレー、料理店その他これらに類するもの</u></p> <p>9 <u>図書館、博物館その他これらに類するもの</u></p> <p>10 <u>ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の6の2で定める運動施設</u></p> <p>11 <u>カラオケボックステその他これに類</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|----|--|
| | <p>するもの</p> <p>12 神社、寺 院、教会そ の他これ らに類す るもの</p> <p>13 マー ジャン屋、 ぱちんこ 屋、射的 場、勝馬投 票券発売 所、場外車 券売場そ の他これ らに類す るもの</p> <p>14 劇場、映 画館、演芸 場若しく は観覧場 又はナイ トクラブ その他こ れらに類 する建築 基準法施 行令第 130条の7 の3で定 めるもの</p> <p>15 店舗、飲 食店その 他これら</p> |

| 現行 | | | | | | | 改正案 | | | | | | |
|----------------------------|---|---|-----------------|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|--|
| 和光 地区 整備 計画 区域 | (略) | | | | | | に類する もの(建築 基準法別 表第 2(は) 項第 5 号 を除く。) 16 畜舎 | (略) | | | | | |
| | 次の各号 に掲げる建 築物 1 住宅(3戸 以上の長 屋を除 く。) 2 ポーリン グ場、ス ケート場、 水泳場そ の他これ らに類す る建築基 準法施行 令(昭和 25 年政令第 338 号。以 下「政令」 といふ。) 第 130 条 の 6 の 2 で定める 運動施設 3 ホテル又 | 外壁等 の面か ら道路 境界線 (隅切 部分は 除く。) までの 距離 | 1.5 メート ル | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

| 現行 | 改正案 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------|--------|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------|--|--|--|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|------|--|--|--|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>は旅館</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4 自動車教</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>習所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5 畜舎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> | | | は旅館 | | | | | | | | | | 4 自動車教 | | | | | | | | | | 習所 | | | | | | | | | | 5 畜舎 | | | | | | | | (略) | | | | | | | | | | <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>は旅館</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4 自動車教</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>習所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5 畜舎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> | | | は旅館 | | | | | | | | | | 4 自動車教 | | | | | | | | | | 習所 | | | | | | | | | | 5 畜舎 | | | | | | | | (略) | | | | | | | | | |
| | | は旅館 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 4 自動車教 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 習所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 5 畜舎 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | は旅館 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 4 自動車教 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 習所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 5 畜舎 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表第3(第7条関係) (略) | 別表第3(第7条関係) (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

議案第 6 号

恵庭市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の制定について

恵庭市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例を次のとおり制定することについて議決を求める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 1 項第 4 号の規定による個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる控除対象特定非営利活動法人（同条第 12 項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び当該控除対象特定非営利活動法人に係る恵庭市税条例（昭和 51 年条例第 8 号）第 24 条の 2 第 1 項第 2 号の期間は、別表のとおりとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（恵庭市税条例の一部改正）

2 恵庭市税条例の一部を次のように改正する。

第 24 条の 2 第 1 項第 2 号中「恵庭市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成 27 年条例第 5 号）」を「恵庭市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例（令和 2 年条例第 号）」に、「その寄附」を「同条例で定める期間内に支出されたものに限り、

「その寄附」に改める。

別表

| 控除対象特定非営利活動法人 | | 恵庭市税条例第24条の 2第1項第2号の期間 |
|---------------------------|---------------------|---------------------------|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | |
| 特定非営利活動法人まち づくりスポット恵み野 | 恵庭市恵み野里美2丁目 15番地 | 令和2年7月1日から令 和7年6月30日まで |

議案第 7 号

恵庭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正
について

恵庭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のと
おり改正することについて議決を求める。

令和 2 年 6 月 8 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改
正する条例

恵庭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 26 年条
例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項各号列記以外の部分中「指定都市」の次に「若しくは同法第 252 条の 22
第 1 項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

恵庭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（抄）

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| 第1条～第9条（略） (職員) 第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 2（略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市_____の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10)（略） 4・5（略） | 第1条～第9条（略） (職員) 第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 2（略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市 <u>若しくは同法第252条の22第1項の中核市</u> の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10)（略） 4・5（略） |
| 第11条～第24条（略） | 第11条～第24条（略） |

議案第8号

恵庭市職業訓練センター条例の廃止について

恵庭市職業訓練センター条例を次のとおり廃止することについて議決を求める。

令和2年6月8日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市職業訓練センター条例を廃止する条例

恵庭市職業訓練センター条例（昭和54年条例第29号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

町の区域を新たに画し、及び廃止することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本市の区域内に町の区域を新たに画し、及び廃止することについて議決を求める。

令和2年6月8日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 町の区域を新たに画するもの

| 新たに画する町の区域の名称 | 新たに画する町の区域 | |
|------------------|---------------|-------|
| | 従来の名称 | 従来の区域 |
| あいおいまち 相生町1丁目 | あいおいまち 相生町 | 同町の一部 |
| あいおいまち 相生町2丁目 | あいおいまち 相生町 | 同町の一部 |
| あいおいまち 相生町3丁目 | あいおいまち 相生町 | 同町の一部 |
| あいおいまち 相生町4丁目 | あいおいまち 相生町 | 同町の一部 |

2 町の区域を廃止するもの

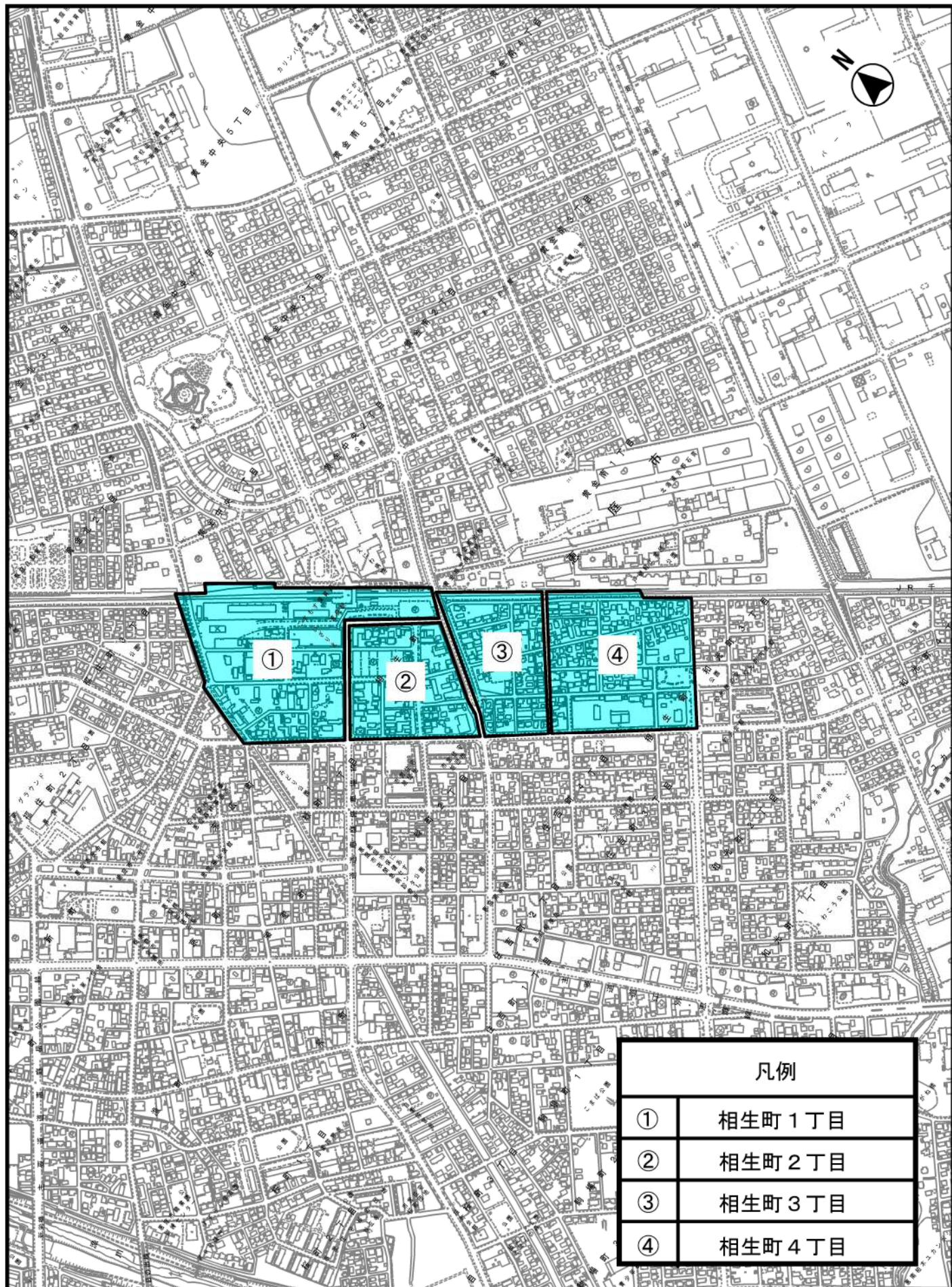
町の名称 あいおいまち
相生町

3 施行期日

令和3年3月13日

新設する町の区域図

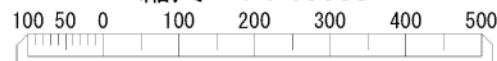
参考資料



凡例

| | |
|---|--------|
| ① | 相生町1丁目 |
| ② | 相生町2丁目 |
| ③ | 相生町3丁目 |
| ④ | 相生町4丁目 |

縮尺 1 : 10000



議案第10号

恵庭小学校（南校舎）長寿命化改修工事の内建築工事の請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)

第2条の規定により、恵庭小学校（南校舎）長寿命化改修工事の内建築工事の請負契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

令和2年6月8日提出

恵庭市長 原田 裕

記

1 工事名 恵庭小学校（南校舎）長寿命化改修工事の内建築工事

2 契約金額 183,150,000円

3 契約の相手方 恵庭市有明町2丁目6番9号

郷土建設株式会社

代表取締役 中泉孝彦

4 契約の方法 3者による事後審査型条件付一般競争入札

参考資料

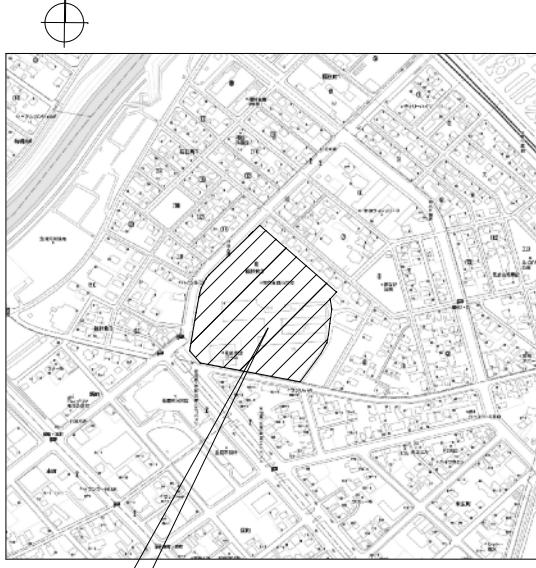
事後審査型条件付一般競争入札参加業者一覧

郷土建設株式会社

株式会社玉川組

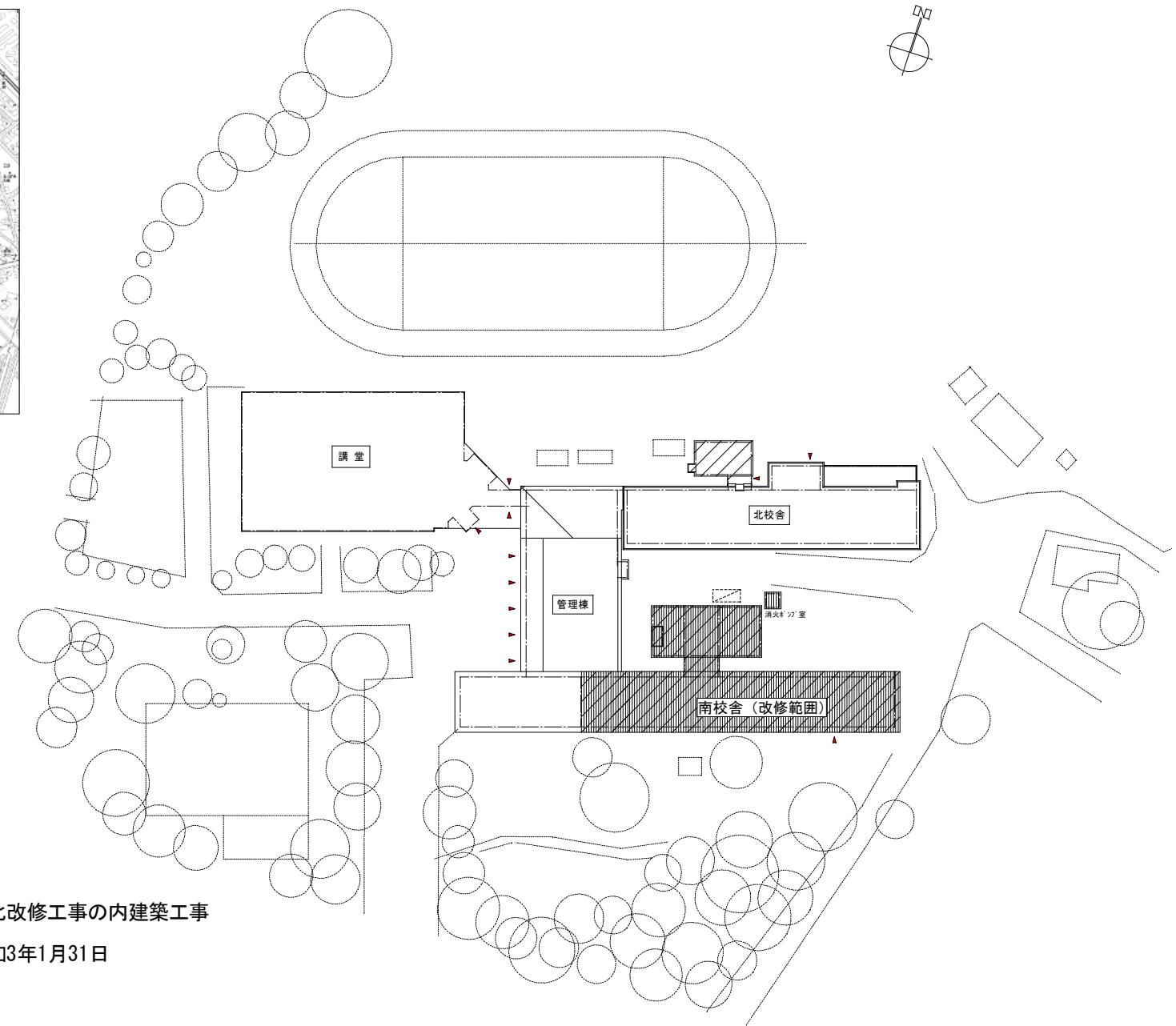
恵庭建設株式会社

以上 3者



施工場所：恵庭市福住町2丁目9番13（恵庭小学校）

附近見取図



工事概要

工事名：恵庭小学校（南校舎）長寿命化改修工事の内建築工事
建設場所：恵庭市福住町2丁目9番13
工期：契約を締結した日の翌日～令和3年1月31日
工種：建築工事一式
機械設備工事一式（別発注）
電気設備工事一式（別発注）

議案第11号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)
第3条の規定により、財産を次のとおり取得することについて議決を求める。

令和2年6月8日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 物件の表示 図書館情報システム更新事業

2 契約金額 45,784,420円

3 契約の相手方 札幌市中央区北四条西6丁目
北海道市町村備荒資金組合
組合長 棚野孝夫

4 取得の目的 市立図書館及び学校図書館システム関連機器の更新

5 契約の方法 隨意契約

参考資料

図書館情報システム更新事業の内訳

| No. | 品名（形式） | 数量 |
|-----|--------------|-----|
| 1 | 図書館サーバ | 一式 |
| 2 | クライアント機器類 | 51台 |
| 3 | プリンタ・スキャナ機器 | 一式 |
| 4 | ネットワーク機器 | 一式 |
| 5 | パッケージ | 一式 |
| 6 | ウイルス対策ソフトウェア | 一式 |

議案第12号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)
第3条の規定により、財産を次のとおり取得することについて議決を求める。

令和2年6月8日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 物件の表示 恵庭市立図書館恵庭分館カードレスIC化事業

2 契約金額 27,915,580円

3 契約の相手方 札幌市中央区北二条西4丁目1番地
富士通株式会社北海道支社
支社長 浦田幸輔

4 取得の目的 市立図書館恵庭分館の生体認証システム及びIC化機器の導入

5 契約の方法 隨意契約

参考資料

恵庭市立図書館恵庭分館カードレスＩＣ化事業の内訳

| No. | 品名（形式） | 数量 |
|-----|-------------------|--------|
| 1 | I C タグ | 40 セット |
| 2 | I C シングルゲート | 3 台 |
| 3 | I C 貸出・返却機器（自動用） | 3 台 |
| 4 | I C 貸出・返却機器（職員用） | 1 台 |
| 5 | I C 蔵書点検機 | 1 台 |
| 6 | I C 自動貸出システムパッケージ | 一式 |
| 7 | 生体認証センサー機器 | 一式 |
| 8 | ネットワーク強化機器 | 一式 |

議案第13号

市道の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、市道を次のとおり認定することについて議決を求める。

令和2年6月8日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

市道認定路線

| 路線番号 | 路線名 | 起点終点 | 重要な経過地 |
|------|---------|------------------------|--------|
| 1533 | 恵庭西29番線 | 桜町1丁目23番地 桜町1丁目23番地 | |

参考資料

市道認定路線

| 路線番号 | 路線名 | 敷地幅員 | 実延長 | 総延長 |
|------|---------|------|-------|-------|
| 1533 | 恵庭西29番線 | 8.0m | 69.4m | 82.6m |

路線図（新規認定）

JP
規

道道鹿庭岳公園線

道道江別鹿庭線

道道鹿庭停車場線

1533 恵庭西29番線

拡大図 1:1000

凡例

新規認定

起点

終点

縮尺 1:10000

100 50 0 100 200 300 400 500

104

議案第14号

令和2年度恵庭市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度恵庭市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97,947千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,793,138千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月8日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 岁入歳出予算補正
第
歲

千円

| 款 | | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|-------|--------------|------------|--------|------------|
| 16. 国庫 | 支 出 金 | | 12,150,380 | 15,730 | 12,166,110 |
| 17. 道 支 | 出 金 | 2. 国 庫 补 助 金 | 8,380,136 | 15,730 | 8,395,866 |
| | | 2. 道 补 助 金 | 2,161,880 | 1,387 | 2,163,267 |
| | | 3. 委 託 金 | 467,606 | 288 | 467,894 |
| 19. 寄 附 金 | | | 139,686 | 1,099 | 140,785 |
| | | 1. 寄 附 金 | 510 | 3,150 | 3,660 |
| 20. 練 入 金 | | | 510 | 3,150 | 3,660 |
| | | 1. 練 入 金 | 1,155,230 | 844 | 1,156,074 |
| 21. 練 越 金 | | | 1,155,230 | 844 | 1,156,074 |
| | | 1. 練 越 金 | 100,000 | 62,236 | 162,236 |
| 22. 諸 収 入 | | | 100,000 | 62,236 | 162,236 |
| | | 5. 雜 入 | 513,121 | 14,600 | 527,721 |
| | | 合 計 | 362,642 | 14,600 | 377,242 |
| 歲 入 | | | 34,695,191 | 97,947 | 34,793,138 |

| 出 | | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------------|--|--------------|------------|--------|------------|
| 2. 総 務 費 | | | 9,977,972 | 69,596 | 10,047,568 |
| | | 1. 総務 管理 費 | 9,812,022 | 69,216 | 9,881,238 |
| | | 5. 統 計 調 査 費 | 39,727 | 380 | 40,107 |
| 3. 民 生 費 | | | 10,301,825 | 24,250 | 10,326,075 |
| | | 1. 社 会 福祉 費 | 4,762,810 | 16,783 | 4,779,593 |
| | | 2. 児 童 福祉 費 | 3,947,995 | 6,807 | 3,954,802 |
| | | 3. 生 活 保 護 費 | 1,591,020 | 660 | 1,591,680 |
| 4. 衛 生 費 | | | 1,789,384 | 530 | 1,789,914 |
| | | 2. 保 健 体 育 費 | 239,230 | 530 | 239,760 |
| 6. 農 林 水 産 業 費 | | | 418,765 | 2,087 | 420,852 |
| | | 1. 農 林 費 | 418,765 | 2,087 | 420,852 |
| 10. 教 育 費 | | | 1,600,046 | 1,484 | 1,601,530 |
| | | 1. 教育 総務 費 | 444,648 | 947 | 445,595 |
| | | 2. 小 学 校 費 | 362,818 | 200 | 363,018 |
| | | 3. 中 学 校 費 | 346,653 | 100 | 346,753 |
| | | 4. 社 会 教 育 費 | 445,927 | 237 | 446,164 |
| 歲 出 | | 合 計 | 34,695,191 | 97,947 | 34,793,138 |

1 総括
(歳入)

令和 2年度恵庭市一般会計補正予算(第3号) 説明書
歳入歳出補正予算事項別明細書

| 款 | | 補正前の額 | | 補正額 | | 計 | |
|-----|------|-------|------------|-----|--------|----|------------|
| 16. | 国庫支払 | 金 | 12,150,380 | 千円 | 15,730 | 千円 | 12,166,110 |
| 17. | 道支払 | 金 | 2,161,880 | 千円 | 1,387 | 千円 | 2,163,267 |
| 19. | 寄附金 | 金 | 510 | 千円 | 3,150 | 千円 | 3,660 |
| 20. | 繰入金 | 金 | 1,155,230 | 千円 | 844 | 千円 | 1,156,074 |
| 21. | 繰越金 | 金 | 100,000 | 千円 | 62,236 | 千円 | 162,236 |
| 22. | 諸収入 | 合計 | 513,121 | 千円 | 14,600 | 千円 | 527,721 |
| 歳入 | 合計 | | 34,695,191 | 千円 | 97,947 | 千円 | 34,793,138 |

(歳出)

| 款 | | 補正前の額 | | 補正額 | | 計 | | 補正額の財源内訳 | | | |
|-----------|------------|--------|------------|-----|--------|-------|---|----------|----|--------|----|
| | | 国 | 支 | 出 | 金 | 道 | 支 | 出 | 金 | 方 | 財 |
| | | 支 | 出 | 金 | 千円 | 支 | 出 | 金 | 千円 | 方 | 財 |
| 2. 総務費 | 9,977,972 | 69,596 | 10,047,568 | 千円 | 0 | 1,099 | 0 | 17,600 | 千円 | 50,897 | 千円 |
| 3. 民生費 | 10,301,825 | 24,250 | 10,326,075 | 千円 | 15,730 | 288 | 0 | 0 | 千円 | 8,232 | 千円 |
| 4. 衛生費 | 1,789,384 | 530 | 1,789,914 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 千円 | 530 | 千円 |
| 6. 農林水産業費 | 418,765 | 2,087 | 420,852 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 千円 | 2,087 | 千円 |
| 10. 教育費 | 1,600,046 | 1,484 | 1,601,530 | 千円 | 0 | 0 | 0 | 0 | 千円 | 150 | 千円 |
| 歳出合計 | 34,695,191 | 97,947 | 34,793,138 | 千円 | 15,730 | 1,387 | 0 | 17,750 | 千円 | 63,080 | 千円 |

2. 勘 入
(勘) 16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 区 分 | 金 領 | 説 明 |
|----------------------|-----------------|--------------|-----------------|---------------|--------------|--|
| 2 民 生 費 国 庫 補 助 金 | 千円 123,336 | 千円 15,730 | 千円 139,066 | 1 民 生 費 補 助 金 | 千円 15,730 | 生活保護適正実施推進事業費 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 15,400 |
| 計 | 千円 8,380,136 | 千円 15,730 | 千円 8,395,866 | | | |

(勘) 17 道支出金

(項) 2 道補助金

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 区 分 | 金 領 | 説 明 |
|---------------|---------------|-----------|---------------|-----------------------|-----------|---------|
| 2 民 生 費 補 助 金 | 千円 245,310 | 千円 288 | 千円 245,598 | 1 社 会 福祉 費 金 補 助 金 | 千円 288 | 民生委員活動費 |
| 計 | 千円 467,606 | 千円 288 | 千円 467,894 | | | |

(項) 3 委託金

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 区 分 | 金 領 | 説 明 |
|---------------|---------------|-------------|---------------|------------------------|-------------|-------------------|
| 1 総 務 費 委 託 金 | 千円 138,230 | 千円 1,099 | 千円 139,329 | 3 統 計 調 查 費 金 委 託 金 | 千円 1,099 | オンライン推進費 1,099 |
| 計 | 千円 139,686 | 千円 1,099 | 千円 140,785 | | | |

(勘) 19 寄附金

(項) 1 寄附金

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 区 分 | 金 領 | 説 明 |
|---------|-----------|-------------|-------------|---------|-------------|--|
| 1 寄 附 金 | 千円 510 | 千円 3,150 | 千円 3,660 | 1 寄 附 金 | 千円 3,150 | 子どもの読書活動を支える寄附 まちづくり推進基金寄附 150,3,000 |
| 計 | 千円 510 | 千円 3,150 | 千円 3,660 | | | |

(説) 20 繰入金

(項) 1 繰入金

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 区 分 | 金 領 | 説 明 |
|-------------|-----------------|-----------|-----------------|------------------------|-----------|-----------|
| 1 基 金 繰 入 金 | 千円 1,148,056 | 千円 844 | 千円 1,148,900 | 1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金 | 千円 844 | 財政調整基金繰入金 |
| 計 | 1,155,230 | 844 | 1,156,074 | | | |

(説) 21 繰越金

(項) 1 繰越金

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 区 分 | 金 領 | 説 明 |
|---------|---------------|--------------|---------------|---------|--------------|-----|
| 1 繰 越 金 | 千円 100,000 | 千円 62,236 | 千円 162,236 | 1 繰 越 金 | 千円 62,236 | 繰越金 |
| 計 | 100,000 | 62,236 | 162,236 | | | |

(説) 22 諸収入

(項) 5 雑入

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 区 分 | 金 領 | 説 明 |
|-------|---------------|--------------|---------------|--------|--------------|------------------|
| 1 雜 入 | 千円 362,642 | 千円 14,600 | 千円 377,242 | 12 雜 入 | 千円 14,600 | コミュニティ助成金(市民生活課) |
| 計 | 362,642 | 14,600 | 377,242 | | | |

(項) 1 總務管理費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 説明 |
|-----------------------|-----------|--------|-----------|----------|-----|-------------|---------|--|
| | | | | 国道支出金 | 地方債 | その他の 諸収入 | 一般財源 | |
| 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 9 地域安全 対策費 | 206,172 | 0 | 206,172 | | | 14,600 | △14,600 | 8. 地域会館整備事業費 |
| 16 まちづくり 推進 基金費 | 1,390 | 68,372 | 69,762 | | | 3,000 | 65,372 | 1. まちづくり推進基金積立金 積立金 (68,372) 68,372 |
| 18 諸 費 | 7,499,418 | 844 | 7,500,262 | | | | 844 | 4. 新型コロナウイルス対策事業費 需用費 印刷製本費 委託料 273 273 571 571 (844) |
| 計 | 7,706,980 | 69,216 | 7,776,196 | | | | 17,600 | 4-8. 広報費 需用費 印刷製本費 委託料 273 273 571 571 (844) 273 273 571 571 広報宅配委託 |

5 統計調查費 (項)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | | 説明 |
|---------|--------|-----|--------|----------|-----|-------|------|----------------|-----------------|
| | | | | 國道支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | 区分 | |
| 1 統計調査費 | 39,727 | 千円 | 380 | 40,107 | 千円 | 1,099 | 千円 | △719 | 1. 一般事務費 需用費 |
| | | 道 | | | | | | 10需用費 | (380) |
| | | | | | | | | 11役務費 | 144 |
| | | | | | | | | 12会員費 | 88 |
| | | | | | | | | 13使用料及び 賃借料 | 148 |
| | | | | | | | | 14手数料 | 88 |
| | | | | | | | | 15使用料及び賃借料 | 148 |
| 計 | 39,727 | 380 | 40,107 | 1,099 | | | | △719 | |

(新) 3 民生費

(頁) 1 社会福祉費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | 説 明 |
|-----------|-----------------|--------------|-----------------|--------------|-----|--------------------|--------------------|---|--|
| | | | | 国道支出金 | 地方債 | その他の財源 | 一般財源 | | |
| 1 社会福祉総務費 | 千円 129,852 | 千円 1,383 | 千円 131,235 | 千円 288 | 千円 | 千円 1,095 | 千円 18負担金補助及び交付金 | 千円 288 | 4. 社会福祉関係団体体育成事業費 負担金補助及び交付金 288 |
| 2 老人福祉費 | 千円 963,030 | 千円 15,400 | 千円 978,430 | 千円 15,400 | 千円 | 千円 18負担金補助及び交付金 | 千円 1,095 | 10. 社会福祉事業推進基金積立金 積立金 | (1,095) |
| 計 | 千円 1,092,882 | 千円 16,783 | 千円 1,109,665 | 千円 15,688 | 千円 | 千円 1,095 | 千円 | 7. 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費 負担金補助及び交付金 15,400 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金 15,400 | 15,400 |

(頁) 2 児童福祉費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | 説 明 |
|------------|-----------------|-------------|-----------------|----------|-----|-------------|-------------|-------------|---|
| | | | | 国道支出金 | 地方債 | その他の財源 | 一般財源 | | |
| 4 子育て支援推進費 | 千円 2,554,711 | 千円 6,807 | 千円 2,561,518 | 千円 | 千円 | 千円 6,807 | 千円 24積立金 | 千円 6,807 | 16. 子育て基金積立金 積立金 (6,807) 6,807 |
| 計 | 千円 2,554,711 | 千円 6,807 | 千円 2,561,518 | 千円 | 千円 | 千円 6,807 | 千円 6,807 | 千円 6,807 | |

(項) 3 生活保護費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 領 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 説 明 |
|---------|--------------|-----------|--------------|-----------|---------|-------|-----------|-----------------------------------|
| | | | | 一般財源 | 区 分 | 金 領 | 節 | |
| | | | | 国道支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | 千円 | |
| 1 生活保護費 | 千円 17,908 | 千円 660 | 千円 18,568 | 千円 330 | 千円 国 | | 千円 330 | 千円 660 2. 生活保護適正実施推進事業費 委託料 |
| 総務費 | | | | | | | | (660) 660 |
| 計 | 17,908 | 660 | 18,568 | 330 | | | 330 | 生活保護事務処理システム改修委託 |

(款) 4 衛生費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 領 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 説 明 |
|-------------|--------------|-----------|--------------|-----------|--------------|-------|-----------|---------------------------------|
| | | | | 一般財源 | 区 分 | 金 領 | 節 | |
| | | | | 国道支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | 千円 | |
| 1 運動スポーツ振興費 | 千円 43,019 | 千円 530 | 千円 43,549 | 千円 530 | 千円 43,549 | | 千円 530 | 千円 530 6. スポーツ振興基金積立金 積立金 |
| 計 | 43,019 | 530 | 43,549 | | | | 530 | (530) 530 |

(款) 6 農林水産業費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 領 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 説 明 |
|---------|--------------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------|-------------|---------------------------------|
| | | | | 一般財源 | 区 分 | 金 領 | 節 | |
| | | | | 国道支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | 千円 | |
| 3 農業振興費 | 千円 56,469 | 千円 2,087 | 千円 58,556 | 千円 2,087 | 千円 58,556 | | 千円 2,087 | 千円 2,087 7. 農業振興基金積立金 積立金 |
| 計 | 56,469 | 2,087 | 58,556 | | | | 2,087 | (2,087) 2,087 |

(新) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 領 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 説 明 |
|----------|--------------|-----------|--------------|-----------|-----------|-------------|-----------|---|
| | | | | 特 定 財 源 | 國道支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 1 教 委員会費 | 千円 80,369 | 千円 947 | 千円 81,316 | 千円 947 | 千円 947 | 千円 24積立金 | 千円 947 | 千円 947 8. 高等学校等入学準備基金積立金 積立金 (947) 947 |
| 計 | 千円 80,369 | 千円 947 | 千円 81,316 | | | | 947 | |

(項) 2 小学校費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 領 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 説 明 |
|---------|---------------|-----------|---------------|---------------|-----------|-----------|-----------|---|
| | | | | 特 定 財 源 | 國道支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 1 学校管理費 | 千円 172,347 | 千円 200 | 千円 172,547 | 千円 172,547 | 千円 100 | 千円 寄附金 | 千円 100 | 千円 100需用費 2. 学校図書館費 需用費 消耗品費 (200) 200 200 |
| 計 | 千円 172,347 | 千円 200 | 千円 172,547 | | | | 100 | |

(項) 3 中学校費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 領 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 説 明 |
|---------|--------------|-----------|--------------|--------------|----------|-----------|----------|--|
| | | | | 特 定 財 源 | 國道支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 1 学校管理費 | 千円 83,825 | 千円 100 | 千円 83,925 | 千円 83,925 | 千円 50 | 千円 寄附金 | 千円 50 | 千円 50需用費 2. 学校図書館費 需用費 消耗品費 (100) 100 100 |
| 計 | 千円 83,825 | 千円 100 | 千円 83,925 | | | | 50 | |

(項) 4 社会教育費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 領 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 説 明 |
|-------------|--------------|-----------|--------------|--------------|-----------|-------------|-----------|--|
| | | | | 特 定 財 源 | 國道支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 2 青少年女性等教育費 | 千円 19,108 | 千円 237 | 千円 19,345 | 千円 19,345 | 千円 237 | 千円 24積立金 | 千円 237 | 千円 237 8. 青少年・文化振興基金積立金 積立金 (237) 237 |
| 計 | 千円 19,108 | 千円 237 | 千円 19,345 | | | | 237 | |

説明資料

(一般会計)

(千円)

| 款 | 項 | 目 | 経費名 | 補正額 | 補正額の財源内訳 | | | | | 説明 |
|----------|---------|---------------|-----------------------|--------|----------|-------|-----|--------|----------|--|
| | | | | | 国庫支出金 | 道支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 | |
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | 9 地域安全対策費 | 8 地域会館整備事業費 | 0 | | | | 14,600 | △ 14,600 | コミュニティ助成事業採択による財源内訳の変更 |
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | 16 まちづくり推進基金費 | 1 まちづくり推進基金積立金 | 68,372 | | | | 3,000 | 65,372 | えにわ・花子さん愛情寄附積立 2,737件 ふるさと納税事業経費積立 3,968件 |
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | 18 諸広報費 | 4-8 報費 | 844 | | | | | 844 | 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う広報えにわ臨時号の発行 |
| 2 総務費 | 5 統計調査費 | 1 統計調査費 | 1 一般事務費 | 380 | | 1,099 | | | △ 719 | 国勢調査におけるオンライン回答推進事業の実施 |
| 3 民生費 | 1 社会福祉費 | 1 社会福祉総務費 | 4 社会福祉関係団体育成事業費 | 288 | | 288 | | | | 民生委員活動費及び地区民児協活動推進費の基準単価改定に伴う事業費の増額 |
| 3 民生費 | 1 社会福祉費 | 1 社会福祉総務費 | 10 社会福祉事業推進基金積立金 | 1,095 | | | | | 1,095 | えにわ・花子さん愛情寄附積立 110件 |
| 3 民生費 | 1 社会福祉費 | 2 老人福祉費 | 7 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費 | 15,400 | 15,400 | | | | | 補助事業採択による認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の実施 |
| 3 民生費 | 2 児童福祉費 | 4 子育て支援推進費 | 16 子育て基金積立金 | 6,807 | | | | | 6,807 | えにわ・花子さん愛情寄附積立 748件 |
| 3 民生費 | 3 生活保護費 | 1 生活保護総務費 | 2 生活保護適正実施推進事業費 | 660 | 330 | | | | 330 | 生活保護法の一部改正に伴う生活保護事務処理システムの改修 |
| 4 衛生費 | 2 保健体育費 | 1 運動スポーツ振興費 | 6 スポーツ振興基金積立金 | 530 | | | | | 530 | えにわ・花子さん愛情寄附積立 54件 |
| 6 農林水産業費 | 1 農林費 | 3 農業振興費 | 7 農業振興基金積立金 | 2,087 | | | | | 2,087 | えにわ・花子さん愛情寄附積立 214件 |
| 10 教育費 | 1 教育総務費 | 1 教育委員会費 | 8 高等学校等入学準備金基金積立金 | 947 | | | | | 947 | えにわ・花子さん愛情寄附積立 82件 |
| 10 教育費 | 2 小学校費 | 1 学校管理費 | 2 学校図書館費 | 200 | | | | 100 | 100 | 子どもの読書活動を支える寄附制度による小学校図書の購入 1件 |
| 10 教育費 | 3 中学校費 | 1 学校管理費 | 2 学校図書館費 | 100 | | | | 50 | 50 | 子どもの読書活動を支える寄附制度による中学校図書の購入 1件 |
| 10 教育費 | 4 社会教育費 | 2 青少年女性等教育費 | 8 青少年・文化振興基金積立金 | 237 | | | | | 237 | えにわ・花子さん愛情寄附積立 31件 |
| 合計 | | | | 97,947 | 15,730 | 1,387 | 0 | 17,750 | 63,080 | 一般財源の内訳 財政調整基金繰入金 844 繰越金 62,236 |